

公 示 日：2026 年 7 月 29 日（水）

調達管理番号：26a00515

国 名：セネガル

担 当 部 署：人間開発部基礎教育グループ基礎教育第二チーム

調 達 件 名：セネガル国基礎教育算数・数学能力向上プロジェクト（算数・数学教育 2）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （1） 担当業務 ：算数・数学教育 2
- （2） 格 付 ：3 号
- （3） 業務の種類：専門家業務
- （4） 契約履行期間（予定）：2026 年 9 月中旬から 2028 年 9 月上旬
- （5） 業務人月：20.17
- （6） 業務日数：

- ・第 1 次：準備業務 6 日、現地業務 16 日、整理業務 1 日
- ・第 2 次～第 7 次渡航：準備業務 38 日、現地業務 16 日、整理業務 1 日
- ・第 8 次渡航：準備業務 38 日、現地業務 16 日、整理業務 39 日

本業務においては計 8 回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な業務日程は提案が可能です。基本的には、第 1 次～第 8 次渡航はそれぞれ、2026 年 9 月・12 月、2027 年 3 月・6 月・9 月・12 月、2028 年 3 月・6 月に行う想定ですが、現地の状況や他プロジェクト専門家との調整の上、決定します。

現地業務期間等の具体的条件については、「6. 業務上の特記事項」を参照願います。

2. 業務の背景

セネガルの初等教育就学率は 83.5%（教育省、2022 年）とサブサハラアフリカ地域の平均 98%（世銀、2023 年）と比べて低く、2005 年の 82%（世銀）から

大きな改善は見られていない。初等教育における不就学児童の割合は 27%（世銀、2023 年）、前期中等教育就学率は 52.1%（教育省、2022 年）に留まっており、初等・前期中等のいずれにおいても教育へのアクセスに課題がある。また、初等教育修了率は 63.2%、初等教育卒業試験合格率は 73.8%（教育省、2022 年）であり、小学 2 年生の約 7 割の子どもが基礎的な読み書きを、約 4 割の子どもが基礎的な算数能力を習得できていない（PASEC、2019 年）。また、PISA-D（2015 年）によれば読解については 8.7%、算数については 7.7%の生徒しか必要とされる学力を習得できていない等、教育の質にも課題がある。国家開発計画「Senegal 2050」（2024 年 10 月作成）の「質の高い人的資本と社会的平等」のもとで教育の質の改善がうたわれており、「セネガル国基礎教育算数・数学能力向上プロジェクト」（以下「本事業」）は「教育の質向上」に資する協力に位置付けられる。JICA は、これまでセネガルにおいて、小中学校の建設、理数科教育の強化、学校運営の改善に取り組んできた。その後、初等算数の基礎的能力の向上を目指す「初等教育算数能力向上プロジェクト（PAAME）」（2015-2019 年）を通じ、教員が教室の中で実践的に活用できる手引書やビデオ教材の開発、子どもの学習時間を確保するための算数ドリルを使った補習授業の実施、子どもの学習状況を把握し関係者と共有するための学習評価等に取り組んだ。その結果、授業内外の学習改善が図られ、パイロット地域における子どもの計算能力の向上が確認された。また、同事業の後継事業「初等教育算数能力向上プロジェクトフェーズ 2（PAAME2）」（2020-2025 年）では、算数学習改善活動を取り入れ、学習評価に基づく学習サイクル（PAAME 統合モデル¹）の確立と、地方自治体、地方教育行政、学校が連携し、教育課題に取り組む仕組（コミュニケーション・フォーラム）の確立・展開普及し、全国における算数の基礎学力の向上に貢献した。このような状況を踏まえセネガル政府は、初等教育における「算数学習改善活動モデル」の持続強化及びコミュニティ協働を通じた学習改善メカニズムの定着、並びに、初等教育の成果を踏まえた前期中等教育数学の改善にかかる技術的支援を行う技術協力プロジェクト（本事業）の要請をした。

本専門家は、数学学習改善モデル構築のため、他プロジェクト専門家やカウ

¹ PAAMEは先行事業「初等算数能力強化プロジェクト」の略称。統合版モデルとは、同事業で開発された算数学習改善モデルであり、①校長・教員を中心とする授業内における指導・学習の質改善、②コミュニティとの協働による学習量拡充、③定期的な評価による学習成果の把握、④成績結果と計画の共有の4要素からなる。本モデルは地方行政、州・県教育行政、学校の3つの組織が協働し教育改善に取り組む仕組み「コミュニケーション・フォーラム」が下支えしている。

ターパートと連携・協議の上、数学学習改善に係る数学教材の開発支援に専門的に貢献することが求められる。

なお、「案件概要表」は別紙1のとおり。

3. 期待される成果

本専門家は、他プロジェクト専門家と協働して活動を計画・実施することを通じ、技術協力プロジェクト全体の成果の発現を目指す。本専門家に期待される成果は以下の通り。

- ・ 他プロジェクト専門家と連携・調整しながら、カウンターパートと協議の上、プロジェクトの基本計画に基づき、中学1～4年生の「統合型数学教材」の作成・改訂が効果的に進められる。

4. 業務の内容

「数と式」領域及び「図形」領域を対象に、中学1～4年生の統合型数学教材案を段階的に作成・改訂する。契約履行期間2年間の中で、1年目は「数と式」領域、2年目は「図形」領域を中心に進める。なお、対象単元、ページ数、完成度の到達目標については、パイロット校での試行結果及び業務量を踏まえ、適宜調整する。

【留意事項】

- ・ 本教材は、セネガルにおいて国定教科書制度が存在しない状況を踏まえ、授業展開の基盤となる教材、生徒の演習量の確保及び自学自習を支えるワークブック、教員による学習支援を促進する指導資料の機能を一体的に備えた「統合型数学教材」として設計する。
- ・ 本プロジェクトは、生徒が教材を活用して「学ぶよろこび」を感じながら主体的に学習し、演習、理解状況の確認及び誤りの修正を行うとともに、教員がその学習状況を把握し、必要なフィードバックや補充指導を行うことにより、学習、評価及び改善が継続的に循環する仕組みの構築を目指すものである。
本教材は、こうした学習改善の仕組みを学校現場で具体的に機能させるための中核的なツールとして位置付けられるものである。そのため、本業務では、生徒の自立的な学習と教員による学習支援を結び付け、教員が生徒のつまづきを把握し、その結果をその後の指導及び教材の改善に反映できるような教材の開発を目指す。
- ・ 及び教材開発にあたっては、セネガルのカリキュラムとの整合性、生徒の学力実態に即した難易度構成、学習内容の系統性、問題の精選、教員による活用のしや

すさ、生徒の自学自習を促す明瞭な構成、印刷・配布の制約を考慮した現場での適用性、授業内・補習・家庭学習等を含む授業内外での活用可能性を重視する。

- ・ 教材の具体的な構成としては、生徒が手にする「生徒用教材」に加え、その紙面を内包し、解答・解説、指導上の留意点、想定されるつまずき等、指導に必要な要点を集約した「教員用教材」を一体的に開発する。
- ・ 本専門家は、現地渡航やその後の遠隔でのコミュニケーションを通じて、教材骨子の検討、現地側との合意形成を見据えた教材設計方針の具現化及び品質向上のための提案、試行結果を踏まえた改訂方針の検討等に主体的に関与することが期待される。
- ・ 現地長期専門家と本専門家は、作業の進捗状況及び優先順位に基づき、双方の合意の上で、作業量等を適宜調整する。
- ・ 本プロジェクトにおける想定される開発プロセスは、①現地カリキュラム・既存教材・教員ニーズの確認、②教材設計方針（骨子案・学習計画・紙面案等）の策定、③カウンターパートとの協議・合意形成、④初稿ドラフト作成、⑤カウンターパートとの協議に基づく修正、⑥パイロット校での試行、⑦試行結果・教員コメント・生徒の解答状況等の分析、⑧改訂版作成、⑨関連する学習单元及び他領域への展開、という循環的な流れを基本とする。
- ・ なお、本教材開発は、契約で定められた業務量の範囲内で、関係者間の協議により優先順位を確認しながら進めるものであり、事前に確定した詳細仕様に従って一方的に教材原稿を作成する業務ではなく、現地側のニーズと専門的知見をすり合わせながら段階的に教材の質を高めていく協働型の業務である。このため、専門家は、パイロット活動を通じて得られた知見を反映しながら、柔軟に教材の改善・改訂を行うことが求められる。

第1次派遣にかかる具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2026年9月中旬）

- ① プロジェクト関係資料を確認し、本プロジェクトの内容、実施枠組み、及びこれまでの進捗等を把握する。
- ② JICA 人間開発部、セネガル事務所及び他プロジェクト専門家と連絡・調整の上、現地業務及び準備・整理業務の内容を整理する。
- ③ 全体業務にかかるワークプランを作成し JICA 人間開発部による確認の後、JICA 人間開発部及びセネガル事務所に提出する。
- ④ 第1次現地業務の準備を行う。具体的には、現地長期専門家とカウンターパート間で合意された教材設計方針（案）の内容を確認し、現地側との合意形成を見据えた教材設計方針（教材骨子、学習計画・紙面案等）の具体化及び品質向

上のための提案を行う。²

(2) 第1次現地業務(2026年9月下旬～10月上旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA セネガル事務所及びカウンターパート(C/P)機関と協議し、ワークプランの確認を行う。ワークプランについては、チーフアドバイザーを含め、他プロジェクト専門家にも説明し、必要に応じて調整を行うこと。
- ② 他プロジェクト専門家と協力しながら、カウンターパートとの協議を行い、現場のニーズを踏まえた教材設計方針の具体化を促し、教材の品質を高めるプロセスを通じて、合意形成を行う。

(3) 第1次整理業務(2026年10月上旬)

第1次現地業務の結果について、簡潔な現地業務結果報告書(和文)を作成し、JICA 人間開発部に提出し、報告する。

(4) 第1次派遣後に想定される担当事項は次のとおりとする。

- ① 現地側との協議により合意された教材設計方針(教材骨子、学習計画・紙面案等)に基づき、統合型教材の初稿ドラフトの作成に中心的に関与する。約2年間の契約履行期間の中で4学年分の統合型教材の作成・改訂が必要であるため、基本的には、各現地渡航から次の現地渡航までの約2か月の準備業務の中で、1学年1章～3章分程度の統合型教材作成を、4学年分を行う。また、現地における試行結果を踏まえた教材改訂作業を行う。他方、具体的な作成範囲、優先単元、ページ数、改訂作業の分担については、契約上の業務量及び進捗状況を踏まえ、現地長期専門家(チーフアドバイザー、算数・数学教育/コミュニティ協働型教育改善持続化専門家)及びカウンターパートと協議しながら調整する。
- ② なお、初稿ドラフト作成の際には、現地渡航や試行結果を経て整理された改訂方針を反映することとする。第1回派遣の現地渡航以降、およそ3か月に1回、現地渡航(1回16日を想定)を行う。想定スケジュールは1.(6)に記載の通り。現地渡航においては、各現地渡航前の約2か月の中で作成した統合型教材の初稿ドラフトについて、他プロジェクト専門家と協力しながら、カウンターパートとの協議や修正を行うとともに、教材骨子の検討、教材設計方針

² 授業展開の基盤となる教材、生徒の演習量の確保及び自学自習を支えるワークブック、教員による学習支援を促進する指導資料の機能を一体的に備えた「統合型数学教材」として設計するにあたり、教材設計方針の概要について、簡易プロポーザルの中で提案してください。具体的には、生徒用教材及び教員用教材の構成、含まれる要素、作成上の留意点等を記載してください。

の具現化を行う。また、授業内・外における教材使用状況の確認、教員・生徒からのフィードバック収集、ならびに次段階の改訂方針の整理を行う。現地渡航にて対応が完了しなかった教材の修正、教材骨子の検討、教材設計方針の具現化、改訂方針の検討については、その後の整理・準備業務で引き続き対応するが、これについても4.（4）①に記載の通り、現地長期専門家と協議しながら調整する³⁴。

- ③ 2027年2月頃、2028年2月頃に予定されている国別研修に同行し、カウンターパートとの協働的な学びに主体的に参加し、カウンターパートとの議論を深めるとともに、本専門家の知見を活かしたインプットを行う。

なお、国別研修の内容は現時点で未定のため、本専門家の国別研修への同行の必要性は、その都度、他プロジェクト専門家と判断する。また、他業務の進捗状況や優先順位に合わせて、同行する日数や日程についても、他プロジェクト専門家と相談して決定する。

※各現地業務終了後に、簡潔な業務結果報告書（和文）を作成し、JICA 人間開発部に提出し、報告する。

（5）整理業務（2028年9月上旬）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	「統合型数学教材」の教材設計方針概要	（1）④現地側との合意形成を見据えた教材設計方針の具体化及び品質向上のための提案
2	初稿ドラフト作成から試行・改訂までの進め方	（4）①②初稿ドラフト作成、試行・改訂への関与

³ 本専門家は、1.（6）に記載の理由から、日本国内での作業が多くなりますが、合計8回の現地渡航を通して、また遠隔での対応を通じて、現地長期専門家やカウンターパートとの連携が求められています。上記を踏まえ、初稿ドラフト作成から試行・改訂までをどのように進めることができるか、簡易プロポーザルの中で提案してください。

⁴ 本業務では、現地長期専門家と遠隔でのコミュニケーションが発生しますが、どのようにコミュニケーションや連携を行う想定か、簡易プロポーザルの中で提案してください。また、教材ドラフトの改訂を進める中で、そのバージョン管理やコメント対応が複雑になり、混乱が生じることが想定されます。これに対して、どのように対応して効果的に業務を進める想定か、提案してください。

3	遠隔におけるコミュニケーションや、教材ドラフトのバージョン管理、コメント対応方法	(4) ①②初稿ドラフト作成、現地長期専門家との協議、コメント対応
---	--	-----------------------------------

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	・算数・数学教育改善や、算数・数学教材開発に係る各種業務
対象国及び類似地域	全途上国
語学の種類	英語（仏語ができるとう望ましい）

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワークプラン	業務開始より1か月以内	JICA 人間開発部	－	日本語	電子データ
		JICA セネガル事務所	－	日本語	電子データ
		C/P 機関	－	仏語	電子データ
業務進捗報告書	業務開始より6か月ごと	JICA 人間開発部	－	日本語	電子データ
		JICA セネガル事務所	－	日本語	電子データ
生徒用教材及び教員用教材ドラフト	業務開始より6か月ごと	JICA 人間開発部	－	仏語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	JICA 人間開発部	－	日本語	電子データ
		JICA セネガル事務所	－	日本語	電子データ

なお、業務進捗報告書には、以下の内容も含めることとする。2回目以降の提出では、それぞれに生じた変更・改善・更新・追加事項を含めて記載する。

- ・プロジェクトにおける数学学習改善モデルの考え方
- ・上記モデルにおける統合型数学教材の位置づけ・役割
- ・上記モデルにおける教材設計方針
- ・教材作成スケジュール

- ・教材ドラフト作成において注意・工夫した点
- ・現場での検証が必要と思われる内容

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「4. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「1. 担当業務、格付、期間等」に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、7月試験期間、8月から9月は学校が休校となること、また、ラマダン期間はC/P機関を含むセネガル国民教育省職員や学校関係者の多くの活動が限定的になるため、当該期間を考慮し提案してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は以下の通りです。

(コンサルタント)

ア 算数・数学教育2 (本コンサルタント)

イ コミュニティ協働型教育改善持続化1

(長期専門家)

ア チーフアドバイザー

イ 算数・数学教育/コミュニティ協働型教育改善持続化

ウ 算数・数学教育/コミュニティ協働型教育改善持続化/業務調整

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部基礎教育グループから配布しますので、hmgbe@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・本プロジェクト月報 (2025 年 11 月～2026 年 6 月)

- ・算数数学教育専門家派遣前業務委嘱報告書 (2025 年 12 月～2026 年 5 月)

- ・算数数学教育専門家短期出張報告書 (2026 年 1 月)

② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- 初等教育算数能力向上プロジェクトフェーズ2 事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019_1900460_1_s.pdf

- 初等教育算数能力向上プロジェクト（先行プロジェクト） 事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_1400293_1_s.pdf

- 基礎教育セクター情報収集・確認調査 国別基礎教育セクター分析報告書（2012 年）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000007330.html>

- 理数科教育改善プロジェクトフェーズ2 事業完了報告書（2015 年）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031443.html>

- 教育環境改善プロジェクトフェーズ2 終了時評価調査報告書（2015 年）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025035.html>

- 教育環境プロジェクトフェーズ2 技術協力プロジェクト事業完了報告書（2015 年）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031442.html>

- 初等教育算数能力向上プロジェクト事業完了報告書（2019）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000043321.pdf>

- 初等教育算数能力向上プロジェクトフェーズ2 パンフレット

https://www.jica.go.jp/oda/project/1900460/_icsFiles/afieldfile/2024/07/02/PAAMEpanf202403.pdf

③ 本業務に関する以下の資料は、以下関係機関のウェブサイトにて公開されています。

- 国家開発計画(Stratégie nationale du Développement 2025-2029)

[https://ambassadesenegal.be/wp-](https://ambassadesenegal.be/wp-content/uploads/2024/10/Strategie_Nationale_de_developpement_2025_2029_1727214870-1.pdf)

[content/uploads/2024/10/Strategie_Nationale_de_developpement_2025_2029_1727214870-1.pdf](https://ambassadesenegal.be/wp-content/uploads/2024/10/Strategie_Nationale_de_developpement_2025_2029_1727214870-1.pdf)

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル、見積書の提出期限日	2026年 8月 19日 12時まで
2	評価結果の通知日	2026年 8月 28日まで

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

9. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。[\(https://partner.jica.go.jp/\)](https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

- ✧ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ✧ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めています。

10. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

11. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) 便宜供与内容

ア) 空港送迎：プロジェクトにて手配

イ) 宿舍手配：ダカールの宿舍手配は、本専門家にて行う。ダカールから他都市への出張時の宿舍は、プロジェクトにて手配（本専門家が希望する場合は、本専門家にて手配）。

ウ) 車両借上げ：セネガルにおける全ての移動は、プロジェクトにて手配

エ) 通訳備上：要すればプロジェクトにて手配（英仏通訳）

オ) 現地日程のアレンジ：なし

- カ) 執務スペースの提供：教育省内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

12. 特記事項

（１）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が１２か月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- １）第１回（契約締結後）：契約金額の２０％を限度とする。
- ２）第２回（契約締結後１３か月以降）：契約金額の２０％を限度とする。

（２）部分払いの設定^５

本契約については、１会計年度に１回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- １）２０２６年度（２０２７年２月頃）
- ２）２０２７年度（２０２８年２月頃）

（３）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA セネガル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約

^５ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。
- ⑦ 90 日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。

以上

案件概要表

1. 案件名 (国名)

国 名： セネガル共和国 (セネガル)

案件名： 基礎教育算数・数学能力向上プロジェクト

(英) Project for Improving the Learning of Mathematics in Basic Education

(仏) Projet d' Amélioration de l' enseignement / apprentissage des mathématiques à l' élémentaire et au moyen général

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における基礎教育セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

セネガルの初等教育就学率は 83.5% (教育省、2022 年) とサブサハラアフリカ地域の平均 98% (世銀、2023 年) と比べて低く、2005 年の 82% (世銀) から大きな改善は見られない。初等教育における不就学児童の割合は 27% (世銀、2023 年) となっている。また、前期中等教育就学率は 52.1% (教育省、2022 年) に留まり、2017 年の 50.6% (教育省) から大きな改善が見られず、初等・前期中等のいずれにおいても教育へのアクセスに課題がある。

教育の質については、初等教育修了率は 63.2%、初等教育卒業試験合格率は 73.8% (教育省、2022 年) であり、小学 2 年生の約 7 割の子どもが基礎的な読み書きを、約 4 割の子どもが基礎的な算数能力を習得できていない (PASEC、2019 年)。また、PISA-D (2015 年) によれば読解については 8.7%、算数については 7.7% の生徒しか必要とされる学力を習得できていない。

国家開発計画「Sénégal 2050」(2024 年 10 月作成) の「質の高い人的資本と社会的平等」のもとで教育の質の改善がうたわれており、本事業は「教育の質向上」に資する協力を位置付けられる。

これまで JICA は、セネガルにおいて、小中学校の建設、理数科教育の強化、学校運営の改善に取り組んできた。その後、初等算数の基礎的能力の向上を目指す事業「初等教育算数能力向上プロジェクト (PAAME)」(2015-2019 年) が行われ、教員が教室の中で実践的に活用できる手引書やビデオ教材の開発、子どもの学習時間を確保するための算数ドリルを使った学校運営委員会による補習授業を実施し、子どもの学習状況を把握・関係者と共有するための学習評価の継続に取り組んだ。同事業により授業内外の学習改善が図られ、パイロット地域における子どもの計算能力の向上が確認された。また、同事業の後継事業「初等教育算数能力向上プロジェクトフェーズ 2 (PAAME2)」(2020-2025 年) では、算

数学習改善活動を取り入れ、学習評価に基づく学習サイクルの確立と、地方自治体、地方教育行政、学校が連携し、教育課題にともに取り組み仕組みを普及し、全国における算数の基礎学力の向上に貢献した。

本事業では、「算数学習改善活動モデル」が、州・県の教育行政において継続的に取り組まれることで、同モデルの前期中等教育への拡大を目指す。

(2) 基礎教育セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

- 本事業は、SDGs ゴール4「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」及び、TICAD 8「チュニス宣言」の「3つの柱」のうちの一つである「強靱で持続可能な社会の実現」に合致する。
- 対セネガル国別開発協力量針（2020年9月）における重点分野「社会サービス・社会保障の質及びアクセス向上」の一つに合致する。
- JICA グローバル・アジェンダ「教育」における「教科書・教材開発を中心とした学びの改善クラスター」及び「コミュニティ協働型教育改善クラスター」の方針に合致する。

(3) 他の援助機関の対応

- フランス開発庁 (AFD) : 「セネガルにおける教育開発支援プログラム (PADES2)」(2025-2028) を通じ、財政支援 (借款) 及びプロジェクト型支援を実施。仏語能力強化、教員の有資格者の拡大、教員研修の活性化支援、学校評価システムの統合化、公共調達能力支援、コミュニティ参加の促進支援等を行う方針としている。
- 世界銀行 (WB) : 「基礎教育の質及び公平性改善プロジェクト (PAQEEB)」(2013-2025年) を通じ、中央省庁、州、県、学校の各レベルにおいて成果連動型の補助金交付制度を導入するほか、学校評価・モニタリングシステム、教育情報システムの強化、理数科教育の質改善に取り組む。
- アメリカ合衆国国際開発庁 (USAID) : 母語による読み書き計算能力向上支援、脆弱地域におけるアクセスの改善支援を実施していたが、2025年2月以降活動は中断している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、初等教育は全国、前期中等教育は対象地域において、両教育課程の算数・数学教育に関わる人材の能力強化を、初等教育では地方教育行政と連携した教育課題解決の仕組みの強化を、前期中等教育では前期中等教育の数学学習教材の開発とモデルの検証を行うことにより、初等教育における算数学習能力向上に係る地方教育行政での継続的な算数教育改善

の取組の定着、及び、数学学習改善モデルの構築を図り、もって初中等教育における基礎算数・数学能力改善に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

【初等教育】セネガル全土（全 16 州）

【前期中等教育】ダカール州、ティエス州のパイロット校

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：

【初等教育】州視学官事務所長・視学官計 16 人、県視学官事務所長・視学官 59 人、教員（校長を含む）54,800 人、学校運営委員会メンバー代表 8,500 人

【前期中等教育】対象 2 州の視学官及びパイロット校の校長・数学教員 93 人

最終受益者：

初等教育児童約 191 万人、対象州前期中等教育生徒約 4 万人のうちパイロット校の生徒（人数については、協力開始後パイロット校選定を踏まえ反映）

(4) 総事業費（日本側）

約 5.9 億円

(5) 事業実施期間

2025 年 11 月上旬～2029 年 7 月下旬を予定（計 45 カ月）

(6) 事業実施体制

(和) セネガル共和国国民教育省初等教育局（DEE）及び中等教育局（DEMSG）

(仏) Ministère de l' Education Nationale, Direction de l' Enseignement Élémentaire (DEE) et Direction de l' Enseignement Moyen Secondaire Général (DEMSG)

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約 170M/M）： チーフアドバイザー/制度化（長期）、数学・算数教育（長期）、算数教育/制度化（長期）、算数教育/業務調整、その他（短期）

② 研修員受け入れ：算数・数学分野

③ 機材供与：車両、コンピューター、プリンターなどの機器、事務用品

2) セネガル国側

① カウンターパートの配置：初等教育局（DEE）、中等教育局（DEMSG）、教育企画改革局（DPRE）、総務・整備局（DAGE）、研修・コミュニケーション局（DFC）

② 地方教育行政官向け研修、教員向け研修、コミュニティ関係者向け研修、モニタリング費用、教材印刷・配布費用などの提供

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

・「初等教育算数能力向上プロジェクトフェーズ2 (PAAME2)」(2019-2025年)では、初等算数学習改善の活動を持続的なモデルに改良し、全国の小学校及び学校運営委員会に普及・定着を支援し、全国における初等算数の基礎能力向上に貢献した。本事業はこれらの成果を踏まえ、初等算数の基礎学力の改善の強化を目指し、その活動の制度化支援するものである。また、初等算数分野での成果に基づき、前期中等数学における学習改善に資するモデルの開発を支援するものである。

・教育省に「教育行政アドバイザー」(2019-2025年)を派遣しており、教育行政の効果的な実施のため、政策借款を含む他事業との連携・効果の最大化支援、成果等を踏まえた情報発信、政策提言、ドナー等との協調及び調整を行っている。

・本事業では、州及び県の教育行政の年間活動計画に「算数学習改善モデル (PAAME モデル)」を通じた学びの改善に係る取り組みが継続的に取り組まれることを促進する。同活動において、海外協力隊との連携を通じた地方でのモニタリング、現状把握なども実施することを検討する。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

世銀と AFD が中央省庁・州・県・学校の各学校レベルで策定する年間活動計画の枠組みを統合し、活動実施に必要な財政支援は行っているが、その活動内容の策定は州・県・学校に任せている。本事業では、算数改善活動が州・県・学校の年間活動計画に取り込まれ、予算確保と活動の持続性が確保されるようフォローする。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリー分類 (C)

② カテゴリー分類の根拠：

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため。

2) 横断的事項：特になし

3) ジェンダー分類：

【対象外】「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」「ジェンダー対象外」
<活動内容／分類理由> 調査にて社会・ジェンダー分析がなされたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組や指標等の設置に至らなかったため。ただし、開発する教材の内容が男女格差を助長しないよう留意し、現

地及び本邦研修では女性の参加促進を行う。

(10) その他特記事項：特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

初等・前期中等教育における基礎算数・数学能力（知識・技能・成績）が改善する。

指標及び目標値：

<指標及び目標値>

【初等教育】

・小学2、4、6年生の全国規模の試験において算数の正答率50%以上を達成した児童の割合が改善する。

【前期中等教育】

・パイロット校の試験において数学の正答率50%以上を達成した生徒の割合が改善する。

・モデルが導入された地域（州）の数

(2) プロジェクト目標：

【初等教育】コミュニティ協働を含むPAAMEモデル（統合版モデル）が教育行政によって継続的に実施される。

【前期中等教育】パイロット校における試行を通じて数学学習改善モデルが構築される。

<指標及び目標値>

【初等教育】

・小学2、4、6年生のプロジェクト終了時に実施する試験において算数の正答率50%以上を達成した児童の割合

・年間活動計画にPAAMEモデルを含めた県視学官事務所の割合(2028-2029)

・自主開催されたコミュン・フォーラムの割合（2028-2029）

【前期中等教育】

・モデルが公式化される（モデルの普及計画を含む）

(3) 成果

【初等教育】

成果1：PAAMEの成果を継続的に管理・実践・モニタリングするための関係者の能力が強化される。

成果2：PAAME2で開発された教材が更新されて教員・児童へ配布され、活用される。

成果3：コミュニティ協働の仕組みが定着する。

【前期中等教育】

成果4：数学学習改善に係る学習教材が開発される。

成果5：パイロット校におけるモデルの試行を通じ学習が改善される。

(4) 主な活動

1-1：州・県の年間活動計画に PAAME モデルの導入及び実施がなされるよう能力強化を行う。

1-2：教員養成学校（CRFPE）において PAAME モデルの導入を強化する。

1-3：ダカール大学教育学部（FASTEF）における視学官研修生へ PAAME モデルを共有する。

2-1：学習教材を更新する。

2-2：学習教材の共有の仕組みを強化する。

2-3：学習教材を配布する。

3-1：第1バッチの州、県のコミュニケーション・フォーラムの持続的開催において必要な支援を行う。

3-2：第2バッチ及び第3バッチの州、県のコミュニケーション・フォーラムの開催において必要な支援を行う。

3-3：第2バッチ及び第3バッチの州、県においてコミュニケーション・フォーラムを通じたコミュニティ協働を通じた持続的な学習改善メカニズムの持続化において必要な支援を行う。

4-1：学習教材開発及びモデルの構築に向けナショナル・テクニカル・チームの能力を強化する。

4-2：学習教材開発戦略を作成する。

4-3：学習教材の試行対象校を選定する。

4-4：学習教材を作成する。

4-5：学習教材を試行対象校で試行検証する。

4-6：学習教材を改善する。

5-1：モデルを試行するパイロット学校を選定する。

5-2：パイロット校の関係者（数学視学官、講師、教員、校長）へモデルの導入研修を実施する。

5-3：モデル校での活動のモニタリングを行う。

5-4：モニタリング結果を踏まえモデルを改善する。

5-5：モデルの改善を強化し改善する。

5-6：モデルの普及計画を作成する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

国民教育省の政策（理数科人材育成の重視）が維持される。

(2) 外部条件

- ・教員等によるストライキがプロジェクト活動に大きな影響を与えない。
- ・教育省負担分の予算が適時適切に確保され執行される。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ニジェール「住民参加型学校運営改善計画フェーズ II」（評価年度 2018 年度）では、案件形成段階から重要な意思決定に関わる関係者を巻き込み、政策レベルでの活動普及やモニタリング体制の整備、予算の確保などを事業コンポーネントに取り込むことにより、学校運営委員会のモニタリング体制の確立と、予算確保のための教育省令が発行され、事業効果の継続・持続性の確保に貢献したと評価された。本事業においても、案件形成段階から意思決定に関わる重要なアクターを巻き込み、算数学習改善活動が制度化されるプロセスを事業コンポーネントに取り込むよう工夫する。

7. 評価結果

本事業は、セネガル国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 3 カ月以内	ベースライン調査
事業終了 3 年後	事後評価

以上